

城陽市障がい者自立支援協議会

第 11 回 サービス調整検討部会報告書

平成 26 年 1 月 23 日

報告者 部会長 障害者生活支援センターはーもにい内田 照美

標記について下記のとおり報告します。

日 時	平成 25 年（2013年）12 月 6 日
場 所	城陽市福祉センター
出席者	障害福祉サービス提供事業所（城陽市社会福祉協議会訪問介護センター、ものづくりスペースみんななかま、ヘルパーステーションそらいろ、ヘルパーステーションスイート、朔日の会、青谷学園、知的障害者デイサービスセンターあっぷ、身体障害者デイサービスセンターすいんぐ） 南京都病院 療育指導室 相談支援事業所（TOMO、リーフ、はーもにい）
検討課題	○障害者入所施設利用者の障害福祉サービス・介護保険サービスの併用について

【議事録】

1. ケースについて

身体障がい・知的障がいのため、障がい者支援施設で入所しながら就労してきた利用者。その後、グループホームに移り就労継続支援 B 型を利用していたが、高齢になり歩行不安定となった。グループホームから一人で外出して転倒、救急搬送されることがあったため、再び施設入所に変更したが、もともと施設入所とはいえ身辺自立の方を対象とした支援施設のため生活全般に介助を行う職員体制がとれない。しかし、これまで就労されてきた利用者であるため、高齢者施設に入所が決まるまでは、受け入れたい。

○ 事業所からの課題

利用者が高齢者と若い世代と二極化している。就労に力を入れてきたので、今後も就労に向けての支援を続けていきたいが、入居者の高齢化が課題になっている。利用者的高齢者入所施設への移行が進まない間は、受け入れていく方向。職員体制は十分ではないが、生活全般の介助についてもサービスを改善し職員側が変わっていくことで対応していきたい。

グループホームであれば、障害福祉サービスの居宅介護や地域生活支援事業などを利用して外出したりと余暇活動も支援できるが入所施設では利用が出来ない。そのため、週末の過ごし方にも課題がある。利用者の QOL を下げないように、利用出来るサービスがあるのか。

2. 意見交換

○ 他入所施設での土、日曜、祝日の過ごし方について

グループを作り、利用者負担で音楽療法の外部講師等を招いている。また、重度の知的障がいの方に対しては、個別に対応している。

夜間にパート職員を入れることで、日中の職員を確保し、土、日曜にクラブ活動をやっている事業所もある。介護保険の特別養護老人ホームでは、慰問を受けたり企画したり、年間行事もある。障害福祉サービス事業所の居宅介護支援事業所では、福祉サービスに適さない方に対して、自己負担で余暇支援を提供するサービスを用意している。

○ 施設機能

障害福祉サービスでも、介護保険でも入所施設の土、日曜の過ごし方には課題はある。しかし、土、日曜に、職員体制は薄くなるが、それでも 365 日 職員がいるという安心はある。それが、入所機能があるということ。事業所の中には、職員体制もかなり厚く、土、日曜も充実している事業所がある。その事業所には、終のすまいにするという覚悟がある。そういうプランを選択し、役割を担っている。

このケースの入所機能のある障がい者支援施設は、これまで就労に力を入れてきた事業所である。仕事場に配置される職員の数は多いが、生活全般の介助にあたる職員が少ないという状況がある。施設機能としての要望になるかもしれないが、これまで通り就労支援を実施しながら、かつ入所体制の充実も図れば、利用者が地域に出るための訓練の場としての機能になるのではないか。入所期間中に在宅生活に向けた、就労・生活の自立訓練を実施し一人暮らしやグループホームなどにつなげていくことができれば、施設機関として利用のニーズは高いと思う。

3. まとめ

高齢となった入所施設利用者に対して、本人の状況をみながら、障害福祉サービスと介護保険サービス、その他の社会資源をサービス調整することを協議する中で、事業所が抱える利用者の QOL を下げないような週末の過ごし方という課題の一方で、事業所が市内の社会資源として、どんな機能を作り、どんな役割を担っていくのかということを確認していかなければならないという課題が挙げられた。高齢の利用者に対しては、障害福祉サービスと介護保険サービスを調整しながら移行していき、その中で、早急に施設機能を明確にし、体制を整えていく必要がある。